

令和6年度（2024年度）
社会福祉法人いなほ福祉会 児童分野 共通事業計画

1. 事業の種類・所在地・利用定員

通園くじら	通園らっこ	通園めだか	放デイほたる
児童発達支援センター 保育所等訪問支援事業 障がい児相談・特定相談	児童発達支援事業	児童発達支援センター 保育所等訪問支援事業 障がい児相談・特定相談	放課後等デーサービス
和歌山県東牟婁郡 那智勝浦町勝浦 342 電話 0735-29-7502 FAX 0735-29-7503	和歌山県東牟婁郡 串本町津荷シウケ 250-1 電話 0735-67-7135 FAX 0735-67-7136	三重県南牟婁郡 紀宝町鮎田 1052-1 電話 0735-28-0020 FAX 0735-28-0021	三重県南牟婁郡 紀宝町井内 88 電話 0735-30-0367 FAX 0735-30-0367
定員 20名	定員 10名	定員 24名	定員 10名

2. 事業の目的

通園くじら・通園らっこ・通園めだか	放デイほたる
<p>地域の障がいや発達につまずきのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うこと<発達支援>や通所児童の家族に対して障がい受容のサポートを行うこと<家族支援>を事業の目的とします。</p> <p>又身近な地域における通所支援機能として、日々通所してくる児童はもとより、通所児童以外の地域の障がい児やその家族を対象とした支援や保育所をはじめとする障がい児を預かる施設への援助や助言をあわせて行う（保育所等訪問支援事業）など、地域の中核的療育支援施設としての役割を果たし<地域支援>、又児童発達支援センターの必須事業である、障がい児支援利用計画の作成（相談支援）を行い、計画相談事業所として、その他の計画相談事業所やサービス提供事業所と協力共同しながら地域の要望に応じていきます。</p>	<p>障がいのある、学童期の児童（18歳未満）に対して、通所の方法をとり、学校・家庭に次ぐ第3の場として、放課後や長期休みに豊かで充実した日中活動を保障し、友だちと共にする遊びの中で、集団生活を楽しめるよう適切な指導や援助を行い、豊かな育ちを保障します。また家族に対しても保護者が見通しを持った子育てが行えるよう生活上の困難に対する支援を行います。</p>

3. 営業日及び営業時間

通園くじら・通園らっこ・通園めだか	放デイほたる

<p>①営業日 月～金曜日（祝日・年末年始・夏期休暇・春期休暇を除く） 第1・3土曜日（通園くじら・通園めだかのみ）</p> <p>②営業時間 月～金曜日 8：30～17：00 第1・3土曜日 9：00～12：00 （通園くじら・通園めだかのみ）</p> <p>③サービス提供時間 月～金曜日 9：00～15：00 （毎週火曜日の午前中は親子保育） 第1・3土曜日 9：30～11：30 （通園くじら・通園めだかのみ） 必要に応じて行事等で土曜日、日曜日のサービス提供もある。</p>	<p>①営業日 月～金曜日（祝日・年末年始・夏季休暇を除く） 第1・3土曜日（行事等によるその他の土曜日、日曜日）</p> <p>②営業時間 【学校開校日】 月～金曜日 9：30～18：00 【学校休校日】 月～金曜日 8：30～17：00 第1・第3土曜日 8：30～17：00</p> <p>③サービス提供時間 【学校開校日】 月～金曜日 10：00～17：00 【学校休校日】 月～金曜日 9：30～16：00 第1・第3土曜日 9：30～16：00</p>
---	---

4. 基本方針

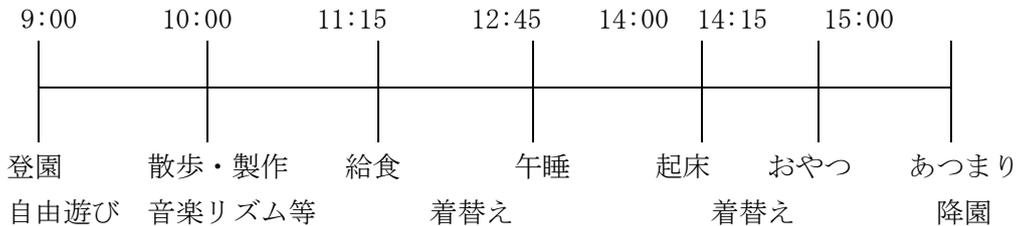
通園くじら・通園らっこ・通園めだか	放デイほたる
<p><発達支援>・・・通所児童への支援 発達につまずきのある幼児や障がいを持つ児童とその家族に対して、通園の方法をとり、日常生活における療育の場を提供し、障害の固定化の予防や日常生活における基本的動作を習得し及び集団生活に適応できるよう、適切な指導や援助を行い豊かな育ちを保障します。また保護者が見通しを持った子育てが行えるよう具体的な生活の中で子育て上の困難に対する支援を行います。</p> <p><家族支援>・・・通所児童の家族に対しての支援 親子保育の実施や懇談会、学習会を開催し、同じ悩みを持つ保護者同士のつながりをつくりながら保護者や家族の障がい受容のサポートをしていきます。また適正な就学や転園について一緒に考え、見学等行いながら、子どもの立場に立った次の進路決定のサポートをしていきます。</p>	<p><発達支援>・・・通所児童への支援 障がいを持つ児童と、その家族に対して、通所の方法をとり、学校の放課後や長期休みの日中活動を保障し、日常生活における療育の場を提供し、障がいの固定化の予防や、日常生活における基本的動作の習得及び集団生活に対応できるよう、適切な指導や援助を行い、豊かな育ちを保障します。また保護者が見通しを持った子育てを行えるよう生活上の困難に対する支援を行います。</p> <p><家族支援>・・・通所児童の家族に対しての支援 懇談会、学習会を開催し、ライフステージに応じて心身共に変化が大きい子どもを育てる悩み等の相談に応じていきます。同じ悩みを持つ保護者同士のつながりを作りながら、保護者や家族の障がい受容のサポートをしていきます。長期休暇や土曜日に一日活動を行い、保護者が心身共に健全で前向きに子育てできるよう、保護者自身が自</p>

<地域支援>・・・地域の子育て環境や支援体制の構築	分の時間を持てるように支援します。 <地域支援>・・・関係機関や相談支援専門員との連携
---------------------------	--

5. 利用者への福祉サービス

(1) 【日課】

(月～金曜日) (通園くじら・通園らっこ・通園めだか)



(第1・第3土曜日) (通園くじら・通園めだか)

9:30 登園 10:00 あつまり・活動 11:30 降園

【ねらい】

子どもは1日6時間程、家族と離れ、保育者による配慮と適切な指導や援助を受けながら、生活や遊びを通して、生活のリズムや基本的な生活習慣などの確立をめざし、乳幼児期の豊かな育ちを保障します。

保護者・家族とともに、行事や学習会を通し、育ち合う保育をめざします。

<内 容>

- ①道具を使った遊びや活動、また毎日の散歩や外遊び、音楽リズム、絵本の読み聞かせ、手遊びなどを多くとり入れた保育・療育を行います。
- ②子ども自身が見通しを持ってわかって楽しめ、生活リズムをつけ、食事・排泄・睡眠など、基本的な生活習慣を身につける保育・療育を行います。
- ③転園や就学について保護者とともに考え、見学や体験入園などの取り組みを行います。

【日課】 (放デイほたる)

日 課

<放課後活動> 10:00～17:00

宿題→おやつ→活動→おわりの会

活動は、散歩・買い物・公園遊び・クッキング・制作・おでかけ・季節の行事等

<長期休暇活動及び土曜活動> 9:30～16:00

自由遊び→はじまりの会→活動→給食または弁当→活動→おやつ→おわりの会

活動は、散歩・買い物・公園遊び・クッキング・制作・公共機関へのおでかけ・季節の行事の他、地域イベントへの参加。長期休暇中にはイベントとしてのピクニックやボーリング場、映画館、カラオケなど特別なおでかけ。

【ねらい】

学校での主たる活動後の場なので、より家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごします。放

課後をゆったりと過ごす中にも、散歩・クッキング・買い物・集団ゲーム・絵画等、目的を持ったメリハリのある活動で、年齢にあった活動を行います。

<内 容>

- ①学校・家庭に次ぐ第3の場として、心身ともにリラックスして過ごし、自己表現ができる場として機能していきます。
- ②自己肯定感を育むよう一人一人の特徴を理解し、受けとめ、共感し、子どもが自信をもって生きていくための心の土台づくりをしていきます。
- ③あそびや集団活動を通して、基本的な生活習慣や手段的日常生活動作の力を育みます。また友だちと活動する中で、社会で生きていくために必要な社会性を育みます。
- ④友だちと共に楽しい活動をすることを最優先にしながら、地域に積極的に参加し、社会的マナーを友だちと共に身に付けます。

(2) 個別療育

(月～金曜日) 1時間/回 1回/週 半年間

療育目標を設定した個別プログラムにそって、専門性をもった職員が個別指導を行います。
専門職員：言語聴覚士・臨床心理士（公認心理師）

(3) 親子保育の実施・懇談会・学習会の開催 (通園くじら・通園らっこ・通園めだか)

毎週火曜日9時から11時30分まで、親子保育を実施します。

年数回の保護者懇談会・年1回の家庭訪問・年1回の個別懇談を実施します。

系統だった保護者学習会を、児童分野事業所間で協力しながら開催します。

懇談会の開催・学習会の実施 (放デイほたる)

前期と後期(2回)に保護者懇談会を開催します。保護者学習会を実施します。

(4) その他必要な援助 (通園くじら・通園らっこ・通園めだか)

園での発達相談を実施します。市町や保健所による発達相談等への情報提供と同行を行います。

個別療育・個別相談・医療機関への同行及び情報提供を行います。

その他必要な援助 (地域連携) (放デイほたる)

地域のケース検討会議に資料を提出し、出席します。

(5) 健康管理 (通園くじら・通園らっこ・通園めだか)

年2回 嘱託医による健康診断を実施します。

年1回以上 嘱託医による歯科健診を実施します。

年1回以上 検尿を実施します。

(6) 送迎サービス (共通)

送迎する事が危険と判断した際には、保護者に迎えに来て頂く等、安全を優先して臨機応変に対応します。

(通園くじら・通園らっこ)

基本的には保護者の方でお願いしますが、就業をされている方、車を運転できない、又遠方で通所が困難な方でお困りの方には保護者の希望を伺い、送迎利用契約等を締結し、実施していきます。

(通園めだか)	事業実施区域内の希望者全員の完全送迎を実施します。保護者の希望を伺い、送迎利用契約等を結んだ上で実施します。
(放デイほたる)	三重県紀宝町内の範囲で、要望のある家庭に送迎を実施します。区域外の送迎についても、相談に応じます。
(7) 給食サービス	生活の一部として食事習慣を身につけ、楽しく食事が食べられるように支援します。偏食の強い子どもやアレルギーの子ども、嚥下困難のある子どもには、個別に対応します。 一食につき幼児210円（おやつも含め）・学齢児300円（おやつ含まない）で給食を提供します。
(通園くじら・通園めだか)	非課税世帯につきましては、一食につき105円（おやつも含め）となります。
(8) おやつサービス (放デイほたる)	一食につき50円（おやつ買い物・クッキング・行事活動は100円）を負担して頂きます。
(9) 保育所等訪問支援事業 (通園くじら・通園めだか)	保護者の依頼により、保育所や幼稚園・小学校等を専門職員が訪問し、集団生活の適応に向けた必要なアドバイスや支援を行います。

6. 諸記録の整備

保育日誌・ケース記録・サービス提供記録・モニタリング記録・個別支援計画・避難訓練記録・会議事録・研修記録・事故報告書・苦情解決に関する書類・虐待防止に関する書類・身体拘束適正化に関する書類・健康診断記録※1・給食日誌※1等、児童発達支援センター（通園くじら・通園めだか）および児童発達支援事業（通園らっこ）および放課後等デイサービス（放デイほたる）として定められた必要書類の整備を行い、記録として5年間保存します。

※1 通園くじら・通園らっこ・通園めだかのみ

7. 利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。

職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用児及び家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

8. 緊急時の対応

利用児が怪我や発熱、その他緊急事態が生じた時には、応急処置を行い、速やかに家族に連絡するとともに、管理者に報告します。また、必要な場合には、医療機関への緊急搬送等の措置を講じます。

・救命救急講習会の実施（年に1回）

9. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、県・市町村及び家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故状況及び事故に際して取った処置について、記録するものとします。

また、万一の事故に備え、損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

10. 非常災害対策（安全管理）

天災及びその他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

- ・避難訓練等の実施（月に1回）
- ・防犯訓練の実施（年に1回）
- ・消防設備等の点検（年に2回）
- ・消防設備自主点検（月に1回）

11. 虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置を講じます。

	通園くじら	通園らっこ	通園めだか	放デイほたる
虐待防止責任者	保田 央	榎本 郁美	下口 公未佳	下口 公未佳
虐待防止相談 窓口担当者	植村 弘子	西野 梢	寺地 有未	仲 さより

12. 苦情解決のための措置

利用者家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講じます。

	通園くじら	通園らっこ	通園めだか	放デイほたる
苦情解決責任者	保田 央	榎本 郁美	下口 公未佳	下口 公未佳
苦情受付担当者	植村 弘子	西野 梢	寺地 有未	仲 さより
第三者委員	那智勝浦町役場 福祉課	串本町役場 福祉課課長	紀宝町役場 福祉課課長	
			紀宝町社会福祉協議会 事務局長	

1 3. 職員（援助者）の援助技術の向上

- (1) 職員会議（ケース会議含）の実施（月2回以上）
- (2) 研修の実施
 - ・ 研修計画の策定
 - ・ 各種研修会への参加
 - ・ 発達の学習・障害についての理解、就園・就学についての学習等
 - ・ 各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します

1 4. 事務・財務管理

- (1) 会計処理の適正化を図ります
- (2) 請求事務の効率化・適正化を図ります
- (3) 経費の省力化を図ります

1 5. その他の業務

- (1) 和歌山県障害児保育運動連絡会（通園くじら・通園らっこ）および三重県障害児通園施設等連絡協議会（通園めだか）へ結集し、その運動および活動の一翼を担います
- (2) 自立支援協議会 子ども部会（通園くじら・通園らっこ）・相談支援部会（通園くじら）・発達支援部会（通園めだか・放デイほたる）・相談支援体制検討部会（通園めだか）に参加し、地域の課題に取り組むとともに、関係機関との連携をはかります
- (3) 地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）に努めます
- (4) 地域との協力を努めます
- (5) 地域の関連事業所との連携や協力をすすめます

1 6. 年間行事計画

通園くじら・通園らっこ・通園めだか

入園式／春の遠足／健康診断／家庭訪問／保護者懇談会／家族参観／5歳児お泊り保育／夏まつり
視力検査／運動会／個人懇談／歯科健診／クリスマス会／生活発表会／お別れ遠足／卒園式・修了式

放デイほたる

夏の取り組み（小学生・中高生）／クリスマス会／卒業おめでとう会／保護者懇談会／個人懇談